

令和6(2024)年度県立学校環境衛生検査業務仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和6(2024)年度県立学校環境衛生検査業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の場所、内容及び方法等

- 委託業務の場所及び検査項目は、別表1～6のとおりとする。
- 測定回数は、1教室各項目1回とする。
- 委託業務の検査方法は、別添1「【平成30年度改訂版】学校環境衛生管理マニュアル」と同一の方法または同等以上の方法とする。
 - ホルムアルデヒドは高速液体クロマトグラフ法とする。
 - トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレンはガスクロマトグラフー質量分析法とする。
 - 二酸化窒素検査は、検知管法も上記マニュアルと同等以上の方法と認める。
 - 温度・湿度は、参考に外気の温度・湿度も測定すること。
- 検査実施時期は、原則、夏季は6月から9月まで、冬季は12月から2月までとするが、夏季及び冬季休業中は実施しないこと。ただし、ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレンは夏期休業中の実施も可とする。
- ホルムアルデヒド測定用試薬タブレットは、別添2のカタログ又はその同等品とし、1袋20個入りのものを夏季は6月、冬季は11月にそれぞれ15袋ずつ健康体育課へ納品すること。

2 責任者

乙は、委託業務に関する責任者を定め（責任者を変更した場合も同様とする。）、書面により甲に報告しなければならない。

3 従事者

- 乙は、甲の定める建物内に適当な人員を配置し、検査実施に支障のないようにすること。
- 従事者は、乙の定める社名及び氏名入りの制服を着用すること。

4 委託業務実施計画の作成及び日程調整

- 乙は、契約締結後、速やかに次の事項を記載した委託業務実施計画を甲に提出するものとする。
 - 全体スケジュール
 - 検査日程表（検査日時、検査施設順序等を明記）

- ウ 検査体制（担当者名を含む。）
 - エ 検査方法（「【平成 30 年度改訂版】学校環境衛生管理マニュアル」以外の方法とする場合は、検査方法の詳細を明記）及び各検査の検出下限値
 - オ 分析体制（担当者名を含む。）
 - カ 検査実施にあたり各県立学校への連絡及び注意事項等を記載した書面
- (2) 委託業務実施計画の検査日程については、提出後に各県立学校と調整の上、変更があった場合は修正した検査日程表を甲に再提出すること。

5 検査結果の報告

- (1) 乙は、夏季及び冬季の各検査終了後速やかに、各県立学校に検査結果を書面で報告するものとする。なお、書面には次の事項を記載すること。
- ア 検査実施機関名
 - イ 検査責任者
 - ウ 検査場所（学校名、教室名等）
 - エ 検査年月日、時刻
 - オ 気温、湿度、天気等
 - カ 検査項目、検査結果、検出下限値、検査方法等
 - キ 検査結果の参考となる事項（児童生徒等の在室の有無、測定教室の窓、戸の開閉等を記載）
 - ク 所見等（基準値を超過した場合の指摘、改善事項等）
- (2) 乙は、夏季及び冬季の各検査終了後速やかに、甲に様式 1「検査結果一覧表」を書面及び電子媒体で提出するものとする。また、各県立学校へ報告した検査結果の写しも添付すること。

6 検査機器等

- (1) 委託業務の実施に要する測定機器は定期的に校正され精度が確保されたものでなければならない。
- (2) 委託業務の実施に要する測定機器、必要な物品及び消耗品等は、すべて乙の負担とする。
- (3) 委託業務の実施に要する電気、水道等の費用は、甲の負担とする。

7 危険及び損害の防止

- (1) 委託業務の実施に当たっては、各県立学校の授業等に支障をきたさないようにするとともに、児童生徒等及び職員の安全の確保をするための措置を講ずるものとする。
- (2) 委託業務の実施に当たっては、建物、工作物、物品等をき損しないようにするものとする。
- (3) 委託業務実施中に建物、設備等に破損個所を発見した場合は、直ちに各県立学校の職員に報告しなければならない。

8 その他

この仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認める軽微な事項については、乙は、契約金の範囲内で実施するものとする。